

公 告

「静岡市駐車場条例施行規則」の改正について、静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）第37条の規定による意見公募手続は、同条例第37条第4項第7号に該当し実施しなかった。これにより公表する同条例第41条第5項に規定された内容は、次のとおりである。

平成22年4月1日

静岡市長 小 嶋 善



1 規則等の題名

静岡市駐車場条例施行規則の一部改正

2 規則等の趣旨

静岡市駐車場条例（平成15年静岡市条例第237号）の施行に関し必要な事項を定めるもの。

3 意見公募手続を実施しなかった理由

静岡市行政手続条例第37条第4項第7号に該当

理由：静岡市駐車場条例の改正に伴い、所要の規定の整理を行うものであるため。